

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成20年 7月 5日
(2008年)
毎月3回5の日に発行

第1692・93号
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報

閣議決定

骨太方針2008

地方の一般財源確保

税源強化は盛り込まれず

6月27日、政府は経済財政改革の基本方針、いわゆる「骨太方針08」を閣議決定した。福田政権下での骨太方針は今回が初。政府は「骨太方針06」で示された財政健全化の方針を堅持し、平成23年度までに国と地方の基礎的財政収支を黒字化させるため、歳入・歳入一体改革を引き続き推進することとした。

地方再生を図る具体的手段としては、地方税や地方交付税等の一般財源総額を確保するほか、交付税を財政の厳しい地域に重点配分する方針が盛り込まれた。しかし地方六団体が再三、国に促してきた「地方消費税の充実等を通じて地方税源の強化」については一切触れられなかった。また、「交付税の還元・増額」なども明文化されなかった。

「21年度から一般財源化する」とし、「その際、地方財政に影響を及ぼさないように措置するとともに、必要と判断される道路は着実に整備することとされた。しかし六団体が主張する「地方枠」の確保充実や、地方の意見の反映等についての書き込みは今回、実現を見なかった。

骨太方針で意見交換

六団体代表が総務相と国会

本会副会長の逢野博之・和泉市議会議長ら地方六団体の代表は6月12日、総務省で開かれた「地方財政に関する総務大臣・地方六団体国会」に出席し、増田寛也・総務相らと意見交換を行った。交換した意見の主な内容は、「骨太方針2008」骨子案、「道路特定財源等に関する基本方針」などについて。

期総会で採択された3つの決議 地方税財源の充実強化 道路整備財源の確保 地方議会の権能強化 に基づき意見を展開した。

まず、地方税財源に関しては、1月11日閣議決定の平成20年度税制改正要綱に「地域間の財政力格差の縮小」の記載がある。同項では更なる地方分権改革を推進するうえで、地方税財源の充実が欠かせないと説いている。

そこで逢野副会長は、骨太方針の策定にあたり、「地方消費税の充実などにより、偏



会合に出席する逢野本会副会長(右列奥)

在性が小さく安定的な地方税体系の構築」を基本とした「地方税源の充実強化」を図るよう求めた。また、道路特定財源に関しては、5月13日閣議決定の「道路特定財源等に関する基本方針」に即し21年度から一般財源化される。今回の骨太方針にも一般財源化の姿について書き込まれる予定のため、逢野副会長は、一般財源化後も地方向けの道路整備財源を確保するよう求めた。

なお、六団体は骨太方針の閣議決定を受け同日、会長連名による声明「本会ホームページに掲載」を発表した。

改正自治法が成立

地方議会の活動範囲が明確化

地方自治法の一部を改正する法律が6月11日に成立し、18日に公布された。施行日は現時点で未定だが、公布日から3カ月以内と定められた。

法改正で図られた措置は2点。そのうちの1つが「議会の活動の範囲の明確化」。実際の地方議会の現場では「各派代表者会議」「全員協議会」に代表される会合で、議案審査や議会運営についての協議や調整が多数行われているが、これらの会合は自治法上に根拠を持つ活動となっていなかった。

今回の法改正では、自治法上に「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に關し協議又は調整を行うための場を設けることができる」とする条文を加筆。これにより、法改正前は慣例的な会合との位置付けに過ぎなかった「各派代表者会議」等が、既に自治法上に規定されている。本会議常任委員会、特別委員会などと並び、初めて法的根

拠を有することとなった。

2つ目は「議員の報酬に関する規定の整備」。現行の自治法では、地方公共団体の議員に支給される「報酬」を、審査委員会や選挙立会人ら非常勤の職員に支給される「報酬」と合わせ、第203条で規定している。しかし議員の活動は会期中にとどまらず、閉会中も「議会の議決により常任委員会に付議された特定の事件」を審査するなど常勤

化している。

議員に対する「報酬」と、非常勤の職員に対する「報酬」を同じ条文で定める現行法は、議員の「職務」「位置付け」も非常勤の職員と同列にあるものとの誤解を生み易く、議員の職務である「議員活動」への十分な理解が得られない一因ともなっていた。そこで改正自治法では、議員の報酬に関する規定が独立した条文とされた。名称も「報酬」から「議員報酬」に改められ、非常勤の職員との分離化が図られた。これまで本会では、自治法

欧州都市行政調査団が出発

本会の平成20年度欧州都市行政調査団(団長 白木博・各務原市議会議員)は7月2日、フィンランドのラハティ市など3カ国6都市の行政調査に向け出発した。

調査団は、各都市の議会や関係機関を公式訪問し、地方自治制度や市議会の実態を調査するとともに、「行政財政改革と行政評価制度」「協働型緑地整備の振興」「都市再生

を改正し、「議会の議員は(略)議会の会議に出席し議案の審議等を行うほか、当該普通地方公共団体の事務に關する調査研究及び住民意思の把握等のための諸活動(以下略)」を行う旨の規定創設②

議員の報酬規定の独立化と「歳費」への改称の実現を政府・国会に求めてきた。この結果、調査研究等の規定創設は見送られたが、「各派代表者会議」等に法的根拠が与えられた。また、「歳費」とはならなかったが、「議員報酬」に関する条文が新設されることとなった。

岩手・宮城地震で

5市に災害救助法適用

6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震により、被災地では住民らの生命や身体に多大な危害が生じた。このため14日、岩手県は一関市、奥州市、北上市など3市2町に、宮城県は栗原市、大崎市の2市に災害救助法を適用した。

緊急要望を実施

地財委 建運委 岩手・宮城内陸地震の発生に伴い、本会の地方財政委員会(委員長 小川裕己・宇部市議会議長)と建設運輸委員

会(委員長 木村正義・渋谷区議会議長)は6月16日、緊急要望を実施した。要望の内容は、被災者の救護・救援、土砂災害の再発防止、生活関連道路等ライフラインの復旧、被災者への生活再建支援、早期の激甚災害指定、関係自治体への特別交付税等による財政措置の実施など。

両委員会では、福田首相はじめ泉防災相ら関係僚のほか、所管府省に対し、緊急要望に掲げた事項の実現を求めた。(緊急要望の内容は本会ホームページに掲載)

taspo(タスポ)

タバコは大人になってから

7月から、全国の自動販売機でタバコを買うには、成人である証明書「taspo(タスポ)」が必要になった。

taspoを自動販売機に



時の話題

taspoの申込書はインターネット上のサイトやタバコの販売店で手に入る。申込書と運転免許書等の本人確認書類のコピー、そして45x35mmの顔写真を同封して郵送すると、配達記録郵便で届けてくれる仕組みとなつて

いる。発行手数料や年会費は無料で、カードにはtaspoの使える自動販売機でチャージできる電子マネー「ピドル」の機能もついている。このtaspoは、本年3月の宮城県と鹿児島県の使用開始を皮切りに、3段階でエリアを拡大し、この7月から全国で導入されている。taspoには顔写真もついており、これから未成年者の喫煙防止に大きな役割を果たすことが期待される。

議 会 人 事

議長 尾張旭 森 和実(5・15)	議員 鈴鹿 竹口眞睦(5・15)	岐阜 大野 通(5・15)	岸和田 山田幸夫(5・15)	泉大津 中谷 昭(5・15)	大東 内海久子(5・15)	大阪狭山 一村達子(5・15)	明石 寺岡登史(5・15)	相生 盛 耕三(5・15)	府中(広島) 瀨川恭志(5・15)	勝浦 水野正美(5・16)	名古屋 うえぞのふさえ(5・16)	蒲郡 土屋善旦(5・16)	四條畷 小原達朗(5・16)	京都 富きくお(5・16)	大津 中江忠洋(5・16)	たつの 松本義彦(5・16)	三木 生友正章(5・16)	新居浜 藤田統惟(5・16)	土佐 三本富士夫(5・16)	気仙沼 村上俊一(5・19)	村上 佐藤宮吉(5・19)	佐倉 小林右治(5・19)	静岡 城内 里(5・19)	袋井 久保田龍平(5・19)	岩倉 大島昇一(5・19)	中津川 加藤 出(5・19)	豊中 大町裕次(5・19)	山口 浅原利夫(5・19)	小郡 吉塚邦之(5・19)	池田 松本 眞(5・20)	枚方 出井 宏(5・20)	八尾 西川訓史(5・20)	高石 奥田悦雄(5・20)	美称 秋山哲朗(5・20)	行橋 城戸好光(5・20)	大崎 青沼智雄(5・21)	堺 辻 宏雄(5・21)	高槻 岡本 茂(5・21)	貝塚 南 英太郎(5・21)	泉佐野 千代松大耕(5・21)	伊勢崎 矢島征司(5・22)	浜松 内田幸博(5・22)	坂出 綾 宏(5・22)	守口 澤井良一(5・23)	江東 星野 博(5・26)	北 池田博一(5・26)	藤井寺 田中光春(5・26)	西予 梅川光俊(5・26)	足立くしらい光治(5・27)	墨田 西原文隆(5・28)	豊島 吉村辰明(5・28)	大阪 多賀谷俊史(5・28)	副議長 串間 修(5・12)	宮崎 彦根 山口 大助(5・19)	尾張旭 廣瀬勝栄(5・19)	小郡 井上和子(5・20)	豊中 木ノ平恵子(5・20)	池田 谷沢千賀子(5・20)	八尾 綿野宏司(5・20)	高石 河村 淳(5・20)	美称 美称 河村 淳(5・20)	泉大津 高橋 登(5・15)	大東 水落康一郎(5・15)	大阪狭山 加藤元臣(5・15)	明石 榎本和夫(5・15)	相生 柴田和夫(5・15)	府中(広島) 末宗龍司(5・15)	勝浦 丸 昭(5・16)	名古屋 小島七郎(5・16)	蒲郡 波多野 努(5・16)	四條畷 築山正信(5・16)	京都 小林あきこ(5・16)	大津 青山三四郎(5・16)	たつの 前田賢治(5・16)	三木 大眉 均(5・16)	新居浜 村上悦夫(5・16)	土佐 尾崎洋典(5・16)	気仙沼 佐藤仁一(5・19)	村上 三田敏秋(5・19)	綾瀬 安藤多恵子(5・19)	佐倉 川名部 実(5・19)	静岡 望月厚司(5・19)	袋井 秋田 稔(5・19)	岩倉 伊藤隆信(5・19)	中津川 安江俊平(5・19)	彦根 山口 大助(5・19)	山崎 藏成幹也(5・19)	小郡 廣瀬勝栄(5・19)	大田(東京) 大前寛乗(5・22)	坂出 長山芳正(5・22)	浜松 齋藤 優(5・22)	伊勢崎 窪 和恵(5・21)	泉佐野 齋藤 優(5・21)	枚方 鷺見信文(5・21)	貝塚 田畑庄司(5・21)	高槻 福井浩二(5・21)	堺 吉川敏文(5・21)	大崎 門間 忠(5・21)	行橋 澤田保夫(5・20)	藤井寺 丸山昇一(5・26)	三原 中西正信(5・26)	西予 坂本隆重(5・26)	足立 金沢美矢子(5・27)	墨田 広田充男(5・28)	豊島 中島義春(5・28)	大阪 小笹正博(5・28)	事務局長 小笹正博(5・28)	北 田草川昭夫(4・1)	袋井 田代 充(4・1)	大津 山本秀孝(4・1)	宮崎 山口哲朗(4・1)	中津川 市岡幹朗(5・15)	村上 忠 隆司(5・19)
----------------------	---------------------	---------------	----------------	----------------	---------------	-----------------	---------------	---------------	-------------------	---------------	-------------------	---------------	----------------	---------------	---------------	----------------	---------------	----------------	----------------	----------------	---------------	---------------	---------------	----------------	---------------	----------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	--------------	---------------	----------------	-----------------	----------------	---------------	--------------	---------------	---------------	--------------	----------------	---------------	----------------	---------------	---------------	----------------	----------------	-------------------	----------------	---------------	----------------	----------------	---------------	---------------	------------------	----------------	----------------	-----------------	---------------	---------------	-------------------	--------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	---------------	----------------	---------------	----------------	---------------	----------------	----------------	---------------	---------------	---------------	----------------	----------------	---------------	---------------	-------------------	---------------	---------------	----------------	----------------	---------------	---------------	---------------	--------------	---------------	---------------	----------------	---------------	---------------	----------------	---------------	---------------	---------------	-----------------	--------------	--------------	--------------	--------------	----------------	---------------

年次有給休暇の取得促進!

総務省

年次有給休暇を積極的に活用しましょう!

◆計画表の活用

- 休暇使用計画書の作成・活用
- 休暇の計画的使用を促進

◆取得しやすい環境づくり

- 上司が率先して休暇を取得
- 部下に休暇をとるよう勧める

◆連続休暇等の取得促進

- 夏季における1週間以上の連続休暇取得
- 月曜日又は金曜日に休暇取得
- 家族記念日に休暇取得

ワーク・ライフ・バランスの 実現を目指しましょう

3市を激甚災害指定

政府は6月30日、岩手・宮城・陸奥地方の被災地を、激甚災害に指定すると発表しました。今回は災害の対象地域を市町村ごとに指定する局地激甚災害となる。対象地域は、岩手県奥州市、一関市、宮城県栗原市の3市。激甚災害に指定されると、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げなど、地方公共団体に対し特別の財政援助等が行われる。

市政 ニュース

運動教室で汗を流す参加者



日本一健康なまちへ

見附市(新潟県)

誰にも、いつかは必ず訪れる。しかし、年齢を重ねても寝たきりになることなく「元気」「楽しく」「健康的」に過ごしたいと願うのは、万人に共通する「想い」ではないでしょうか。

この想いを現実のものとするため、見附市では「日本一

健康なまちをめざします」を基本施策に掲げ、平成11年度から「いきいき健康づくり事業」に取り組んでいます。

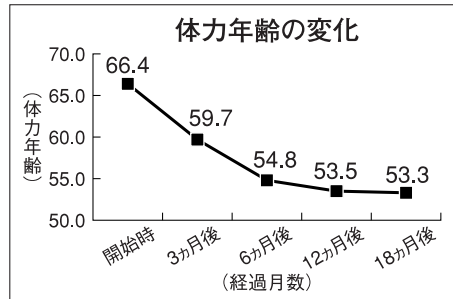
この事業のキーワードは「食生活(食育)」「運動」「生活習慣(検診)」「キーワード」に目標と取り組みを定め、健康寿命の延伸に向けた総合的な施策を展開しています。

中でも、特に力を注いでいるのが「健康運動教室」。こ

の教室は、14年度から筑波大学等の協力を得て開始されました。対象年齢を「60歳以上」「40歳以上」等に分けた各コースを設け、各人の身体状況に適合した個別運動プログラムを提供しています。

プログラムのメニューは、「筋力トレーニング」「有酸素運動」「ストレッチ」で組まれます。有酸素運動は脳血管疾患、筋力トレーニングは転倒骨折の予防効果があり、中高齢者が寝たきりとなる事態を未然に防ぎます。12年度に実施した厚生労働省の全国

調査によれば、寝たきりとなる原因の第1位は「脳血管疾患」、第3位は「転倒・骨折」であることから、防止効果



の高さがうかがえます。

また、既に運動教室に参加した1800人を超える市民の体力年齢の変化(上表)を見ると、3ヵ月後で6.7歳、1年後で12.9歳も若返り、健康維持の増進が図られました。この成果は、医療費の抑制にも効果を上げており、見附市の国民健康保険事業の健全化に一役買っています。

7/1 福島市が編入合併
7月1日、福島市が飯野町を編入合併した。これにより同市は、人口約29万4000人、面積767.74平方キロ、議員定数39人(定数特例)となった。

7月5日現在の市数

806市
うち
指定都市 17市
中核市 39市
特例市 43市
一般市 684市
特別区 23区

第3回「研究フォーラム」in 釧路

全国市議会議長会では、第3回研究フォーラムを開催するに当たり、課題討議の事例報告者と意見交換会でのスピーカーを募集しています。(関係資料は6月2日付で全市に送付済)

「第4部 課題討議」事例報告者の募集

10月16日の課題討議において、課題である「議員活動を考える」及び「政務調査費を考える」に関して、独特の取り組みをされている議会や施策の成果を出されている議会から、事例報告を行っていただきます。

一 応募要領

平成20年10月16日(木)午前9時~11時(120分)
(会場:釧路市民文化会館)

1. 課題討議の内容

- 課題1「議員活動を考える」(60分) / 報告者2名
- 課題2「政務調査費を考える」(60分) / 報告者2名

2. 応募資格

議長または議長の推薦する議員

3. 応募方法

報告の要旨を1,500字程度にまとめて(A4縦・横書き)下記の必要事項を明記の上、郵便にてご応募ください。

[必要事項]

課題(1か2を選択)、報告のタイトル、発表者名・肩書き、所属議会、連絡先(事務局)の担当者氏名・住所・電話・FAX・Eメールアドレス

「第3部 意見交換会」スピーカーの募集

10月15日の意見交換会で意見発表をしていただく「スピーカー」を募集しています。提言、取組みのご紹介、貴市のご紹介、なんでも結構です。全国から集まった市議会議員・関係者の皆さんに向けて、ご意見を発表してください。

一 応募要領

平成20年10月15日(水)午後6時~7時30分
(会場:釧路市観光国際交流センター)

発表は、個人でもグループでもかまいません。

発表時間は、1人(1グループ)3分以内とさせていただきます。

【応募先】 全国市議会議長会・法制 廣瀬・鈴木
(☎03-3262-2303)

〒102-0093東京都千代田区平河町2-4-2

平成20年7月25日(金)必着

報告者・発表者が決定しましたら、8月中旬頃、応募者全員にご連絡いたします。

プログラム

【1日目】 10月15日(水)

【第1部】基調講演「変わる自治体のガバナンス」
大森彌(東京大学名誉教授)

【第2部】パネルディスカッション「市議会議員とは何か」

【第3部】意見交換会

【2日目】 10月16日(木)

【第4部】課題討議 ①議員活動を考える
②政務調査費を考える

【第5部】視察